

浄化槽を設置された皆さまへ 浄化槽法第7条・11条検査のご案内

◎**法第7条検査**のお申し込みに併せて、翌年以降の
法第11条検査のお申し込みをお願いします。

浄化槽の管理には、以下の**3つ**が義務付けられています。

- 1 **保守点検**を定期的（10人槽以下、年3回以上）に実施すること。（法第10条）
⇒浄化槽保守点検業者に依頼してください。
 - 2 **清掃**を年1回以上実施すること。（法第10条）
⇒浄化槽清掃業者に依頼してください。
 - 3 **法定検査**を年1回実施すること。（法第7,11条）
⇒指定検査機関に依頼してください。
- ※保守点検、清掃の記録は3年間保管してください。

浄化槽法に定められている報告

- ◎浄化槽の使用を開始した場合、30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を提出する必要があります。
- ◎建売住宅等において、建築業者から建物を買主に引渡した場合は、買主（新たに浄化槽管理者になった者）が、30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を提出する必要があります。

浄化槽を正しく使いましょう!!

保守点検



浄化槽保守点検業者

清掃



浄化槽清掃業者

設置されている全ての浄化槽について**保守点検**、**清掃**を行い、**法定検査**（法第7条検査と法第11条検査）を受ける必要があります。**法第7条検査**は使用開始後3か月から8か月の間に実施し、**法第11条検査**は法第7条検査後、**毎年1回**実施します。



指定検査機関
一般財団法人
静岡県生活科学検査センター

法定検査

〈静岡県・保健所・一般財団法人静岡県生活科学検査センターからのお知らせ〉
法定検査を必ず受けましょう

新設した浄化槽は、**浄化槽法**に基づき、使用開始後3～8か月の間に設置後の法第7条検査が、その後は毎年1回の定期検査として法第11条検査が義務付けられています。

静岡県では、「静岡県浄化槽取扱指導要綱」により、**建築確認申請又は浄化槽設置届出時**に併せて、**法第7条検査依頼書及び法第11条検査依頼書**を提出していただくようお願いしております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〈検査のしくみ〉

法第7条検査を受けた1年後には、**法第11条検査**を受けることが義務付けられています。

法第7条検査のお申し込みと併せて、**法第11条検査**をお申し込みください。

(一般家庭の場合)



●法定検査はどのような検査を行うの？

区 分	内 容
外観検査	設置の状況や水の流れ方などを検査します。
水質検査	浄化能力を確認するためBOD、pH、DO、残留塩素などを測定・分析します。
書類検査	保守点検や清掃の記録を基に、浄化槽の管理状況を確認します。

●法第7条検査のお振り込みいただく検査手数料

浄化槽の規模	～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～300人槽	301人槽～
検査手数料	11,500円	11,500円	14,500円	18,000円	19,500円	21,500円

※ 銀行振込手数料は、各自ご負担願います。

●法第11条検査の検査手数料

浄化槽の規模	～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～300人槽	301人槽～
検査手数料	5,800円	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円
口座振替の場合	5,300円	6,000円	9,000円	12,500円	14,500円	16,500円

※ 法第11条検査手数料を口座振替でお支払いの場合、上記手数料から500円差し引いた額となります。

●法定検査を行う検査機関はどこなの？

県知事が指定した機関でなければ行うことができません。静岡県では、**一般財団法人静岡県生活科学検査センター**が唯一の検査機関となっています。

●法第7条検査と法第11条検査の依頼はどのようにするの？

この用紙にはさみこんであります**検査依頼用振込用紙**でお申し込みください。

- 1 **検査依頼用振込用紙**に必要事項を記入してください。(記入例を参考にしてください)
 ※ (注意) 正確な住所、氏名が記載されていない場合は、検査に伺えないことがあります。
- 2 金融機関に検査手数料をお振込みいただき、**検査依頼用紙振込用紙**の2枚目『②浄化槽法第7条検査依頼書(写)』を3ページ左側の依頼書貼付欄に貼り付けてください。併せて『浄化槽法第11条に基づく浄化槽検査契約書』を別添の記入例を参考に記入してください。
- 3 **建築確認申請書又は浄化槽設置届**を提出するときに、3ページ目を受付窓口へ提出してください。
 ※浄化槽設置の中止や規模変更があったときには、別途払戻等の手続きをいたします。
 ※所定の検査依頼書用振込用紙を使用しないで、ATM等で振込んだ場合や、浄化槽を使用開始してから8か月以上経過しても検査が済んでいない方は、下記問い合わせ先に連絡してください。

●お問い合わせ先

〒425-0085 焼津市塩津1-1
 一般財団法人静岡県生活科学検査センター 焼津検査所
 TEL 054-621-5030 FAX 054-621-5450

浄化槽法第7条検査依頼書 貼付用紙
 浄化槽法第11条検査お申し込み依頼用紙
 (浄化槽法第11条に基づく浄化槽検査契約書)

【説明】

- 1 『②浄化槽法第7条検査依頼書(写)』を貼ってください。
- 2 『浄化槽法第11条に基づく浄化槽検査契約書』をご記入ください。別添の記入例を参考にしてください。
- 3 裏面「浄化槽の設置場所住宅への案内図」をご記入ください。検査に伺うために必要になります。

キリマシコ

下記欄は記入不要です。

市 町	
受付番号	
施設番号	

【浄化槽設置補助対象者で申請を代行業者者に委任する場合には捺印ください】

(一財)静岡県生活科学検査センターが私に係る情報を

に提供することに同意します。

②浄化槽法第7条検査依頼書(写)

下記の概要浄化槽の法定検査手数料を前納し、法定検査を依頼します。
 浄化槽法第7条検査依頼書添付用紙貼付欄

年 月 日	
依頼書 貼付欄	
検査依頼用振込用紙にて、金融機関へ 検査手数料を振り込んだ後に	
『②浄化槽法第7条検査依頼書(写)』 こちらに剥がれないように貼ってください。	
(設置者)	電話番号
※ 浄化槽の概要	施設(建物)名 設置場所住所 使用開始予定
※ ご依頼代行者(振込者)	氏 名 住 所 電話番号

(取扱店)

銀行 店

(取扱店→依頼人) ※浄化槽法第7条検査依頼書添付用紙に貼付して下さい。
 ※(注意) 正確な住所、氏名が記載されていない場合は検査に対応できないことがあります。

浄化槽法第11条に基づく浄化槽検査契約書

委託者甲及び受託者乙は、以下の通り、浄化槽法第11条に基づく法定検査に関する委託契約書を締結する。

取約内容	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第11条に基づく検査
施設(建物)名	
設置場所住所	
使用開始(予定)年度	
検査手数料	浄化槽の規模(人槽)により検査手数料は異なります。
人数	～10 11～20 21～50 51～100 101～300 301～
手数料	5,800円 6,500円 9,500円 13,000円 15,000円 17,000円
口座振替即時	5,300円 6,000円 9,000円 12,500円 14,500円 16,500円
作業内容	浄化槽法第11条に基づく技術上の基準による

* 検査手数料は静岡県告示により定められたものです。

第1条 本契約の目的

本契約は、浄化槽法第11条に定める法定検査について、浄化槽の管理者である甲の委託により乙が実施するために締結されるものである。

第2条 委託の内容

- 1 乙は、甲の委託により、浄化槽法第11条に定める検査を、浄化槽法及びその他の関係法令に基づき実施するものとする。
- 2 乙は、浄化槽法第7条あるいは第11条の検査が行われてから毎年一回前項の検査を行うものとする。
- 3 乙は、前2項に定める検査を実施した場合甲に対し、検査結果書並びに検査済証を作成交付する。

第3条 検査の実施

- 1 乙は、前条に定める検査を実施するにあたって、浄化槽法その他の関係法令を遵守し、その求める技術水準を確保する方法により行うものとする。
- 2 乙は、検査の実施に当たっては、事前に甲に検査実施日を書面により通知する。
- 3 乙の検査の実施に際しては、特に甲よりの申し出がない限り、甲の立ち会いを必要としない。

第4条 情報の開示

- 1 乙は、浄化槽の維持管理の向上を目的とし、甲より浄化槽管理の委託を受けた者に対し、検査結果等情報の提供をするものとする。
- 2 官公庁からの要請があった場合も同様とする。
- 3 甲は、前項の乙の情報提供を承諾する。

第5条 検査委託料の請求及び支払
 乙は、すべての委託事項を完了した場合に、甲に対し上記の受託料を請求し、甲は速やかに支払うものとする。

第6条 契約の期間と更新
 本契約は、契約締結日から1年とし、期間満了前1ヶ月以上の期間をもって甲乙のいずれかより解除の申し出がない限り、本契約と同一内容にて更新されるものとする。

第7条 疑義の決定
 本契約に定めのない事項あるいは本契約に疑義の生じた場合は、民法の規定に従い、甲乙協議の上これを決定するものとする。

第8条 秘密の保持
 乙は、本契約に基づく検査結果及びその他の情報について、第4条に定める場合を除き第3者に開示してはならない。
 ただし、法令上の要請がある場合はこの限りではない。

本書に定める契約を証するため本書1通を作成し、原本を乙が所持し、甲には写しを交付する。

年 月 日

甲 委託者

住所

ふりがな

氏名

電話番号

乙 受託者

静岡県北区東四丁目27番2号

一般財団法人静岡県生活科学検査センター 理事長

検査手数料のお支払い方法に口座振替を希望する場合は、右記の□にチェックを入れてください。
 口座振替依頼書をお送りいたします。

記入例

浄化槽法第7条検査依頼書 貼付用紙 浄化槽法第11条検査お申し込み依頼用紙 (浄化槽法第11条に基づく浄化槽検査契約書)

下記欄は記入不要です。

市 町	
受付番号	

補助金申請の代行業者名をご記入のうえ、ご依頼者のご捺印をください。

【説明】

検査依頼用振込用紙の説明

1 枚目 ご依頼者様 保管用

①振込金(兼手数料)受領書兼
浄化槽法第7条検査依頼書
必ず保管してください。

2 枚目 貼付用

②浄化槽法第7条検査依頼書(写)
P3左側の「依頼書 貼付欄」に貼ってください。

3・4 枚目 金融機関 提出用

③振込通知書兼浄化槽法第7条検査依頼書
④振込通知書兼浄化槽法第7条検査依頼書(控)
取扱金融機関へ提出してください。

(A)『ご依頼者(設置者)』欄

検査機関が検査に向う際に、ご依頼者様と連絡をとる必要があるため、必ず氏名・住所・ご依頼者様と連絡が取れる電話番号をご記入ください。

※ ご依頼者 (設置者)	フリガナ 氏 名 〒 電話番号	〈施主または法人の氏名(法人名)〉 〈施主または法人の住所〉 〈施主または法人の電話番号〉
※ 浄化槽 の概要	施設(建物)名 設置(B)住所 〒 使用開始予定	★〈〇〇邸、〇〇会社、〇〇アパート〉 ★〈浄化槽が設置されている場所〉 〇〇年 〇月
※ ご依頼 代行者 (振込者)	氏 名 〒 電話番号	〈振込者の氏名または法人名〉 〈振込者の住所〉 〈振込者の電話番号〉

(B)『浄化槽の概要』欄

検査機関の検査員が現場に向えるように、浄化槽が設置された施設名・住所をご記入ください。

※使用開始予定は検査時期を判断するために必要です。後日、検査機関から使用開始日等を確認するため連絡をさせていただきます。

(C)『ご依頼代行者(振込者)』欄

検査機関が振込者様と連絡が取れるように必ずご記入ください。

【浄化槽設置補助対象者で申請を代行業者に変更する場合は、(一財)静岡県生活科学検査センターが私に係る情報を(代行業者名)に提供することに同意します。

浄化槽法第11条に基づく浄化槽検査契約書

委託者甲及び受託者乙は、以下の通り、浄化槽法第11条に

契約内容	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第11条に基づく検査					
施設名(建物名)	① 静岡 太郎 邸					
設置場所	② 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇					
使用開始(予定)	③ 〇〇年 〇月	規模(人槽)	④ 7 人槽			
検査手数料	浄化槽の規模(人槽)により検査手数料は異なります。					
人 槽	~10	11~20	21~50	51~100	101~300	301~
手 数 料	5,800円	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円
口座振替利用時	5,300円	6,000円	9,000円	12,500円	14,500円	16,500円
作業内容	浄化槽法第11条に基づく技術上の基準による					

*検査手数料は静岡県告示により定められたものです。

第1条 本契約の目的

本契約は、浄化槽法第11条に定める法定検査について、浄化槽の管理者である甲の委託により乙が実施するために締結されるものである。

第2条 委託の内容

- 乙は、甲の委託により、浄化槽法第11条に定める検査を、浄化槽法及びその他の関係法令に基づき実施するものとする。
- 乙は、浄化槽法第7条あるいは第11条の検査が行われてから毎年

対し、検査結果書

第3条 検査の実施

- 乙は、前条に定める検査を実施するにあたって、浄化槽法その他の関係法令を遵守し、その求める技術水準を確保する方法により行うものとする。
- 乙は、検査の実施に当たっては、事前に甲に検査実施日を書面により通知する。
- 乙の検査の実施に際しては、特に甲よりの申し出がない限り、甲の立ち会いを必要としない。

第4条 情報の開示

- 乙は、浄化槽の維持管理の向上を目的とし、甲より浄化槽管理の委託を受けた者に対し、検査結果等情報の提供をするものとする。
- 官公庁からの要請があった場合も同様とする。
- 甲は、前項の乙の情報提供を承諾する。

- 個人宅：家主様の氏名をご記入ください。
(例：静岡太郎 邸)
法人：設置場所の建物名をご記入ください。
(例：〇〇株式会社 〇〇工場、〇〇アパート 等)
- 浄化槽が設置されている場所の住所をご記入ください。
- 浄化槽の使用開始予定月をご記入ください。
- 浄化槽の規模(人槽)をご記入ください。
※規模(人槽)は建築確認申請書等の書類で確認できます。

本契約に定める検査費用は、本契約に規定の上記のものは、民法の規定に従い、甲乙協議の上これを決定するものとする。

第8条 秘密の保持

乙は、本契約に基づく検査結果及びその他の情報について、第4条に定める場合を除き第三者に開示してはならない。

ただし、法令上の要請がある場合はこの限りではない。

- 住所・氏名・電話番号をご記入のうえ、ご捺印ください。
※必ずご契約者様(本人)が署名してください。

年 月 日

甲 委託者

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
ふりがな しずおか たろう
氏名 静岡 太郎
電話番号 1234-56-7891

乙 受託者

静岡市葵区北安東四丁目27番2号
一般財団法人静岡県生活科学検査センター理事長

口座振替をご希望の方は をお願いします。

検査手数料のお支払い方法に口座振替を希望する場合は、右記のにチェックを入れてください。
口座振替依頼書をお送りいたします。



①振込金(兼手数料)受領書兼 浄化槽法第7条検査依頼書

下記の概要浄化槽の法定検査手数料を前納し、法定検査を依頼します。
(預金払戻請求書添付用払戻証明書)

年		月		日	
金額	百万	千			円
振込先	銀行名	静岡銀行 焼津支店			
	種類	普通預金	口座番号	0871137	
受取人		一般財団法人静岡県生活科学検査センター			
※	フリガナ				
ご依頼者 (設置者)	氏名				
	住所	〒			
	電話番号				
※ 浄化槽 の概要	施設(建物)名				
	設置場所住所	〒			
	使用開始予定	年	月		
※ ご依頼 代行者 (振込者)	氏名				
	住所				
	電話番号				

上記の金額を正に受け取りました。

(取扱店)

銀行 店

(取扱店→依頼人) 浄化槽法第7条検査依頼書添付用紙 (取扱い) (取扱い)

※(注意) 正確な住所、氏名が記載されていない場合は検査に対応できないことがあります。

収 入
印 紙

振込依頼書

科目

○各票の太線の中だけボールペンで記入下さい。

年	月	日	文書扱	手数料					円				
静岡銀行 焼津支店				金額		百万		千		円			
預金種目	普通預金	口座番号	0871137	内 訳	現金								
(フリガナ) イッパンサイダンホウジン シズオカケンセイカツカガクケンサセンター					当手	枚							
おなまえ 一般財団法人静岡県生活科学検査センター					他手	枚							
おとこ 静岡市葵区北安東4丁目27番2号													
ご依頼人 おなまえ 様													
おとこ TEL - - -				<table border="1"> <tr> <td>検印</td> <td>取扱者印</td> <td>受付印</td> </tr> </table>							検印	取扱者印	受付印
検印	取扱者印	受付印											

(取扱店保管)

— お願い —
検査手数料のお振込みは、必要事項をご記入の上、必ず金融機関の窓口に手続きをして下さい。